

19 千環規第 362 号
平成 19 年 12 月 27 日

J F E スチール株式会社
専務執行役員
東日本製鉄所長 狩野 久宣 様

千葉市長 鶴岡 啓一

環境問題対策専門委員会の審議結果について（通知）

平成 19 年 11 月 19 日に開催されました千葉市環境審議会環境保全推進計画部会平成 19 年度第 1 回環境問題対策専門委員会において、審議が行われたところですが、固化ヤード・原料ヤード、ダスト精錬炉及び関連施設周辺等のシアン化合物の地下水・土壌汚染に関する調査結果及び流出防止対策について、同専門委員会から別紙のとおり付言事項が提出されましたので、貴社におかれては同専門委員会の付言事項を確実に実施するようお願い致します。

連絡先：環境局環境保全部

環境規制課地下水・土壌係

TEL 043-245-5196

FAX 043-238-7494

J F Eスチール（株）東日本製鉄所（千葉地区）の固化ヤード等の
地下水・土壌のシアン化合物汚染対策について

（とりまとめ）

平成19年12月27日

千葉市環境審議会環境保全推進計画部会
環境問題対策専門委員会

標記について、当委員会では、シアン対策専門委員会に引き続き、審議・検討してきましたが、J F Eスチール(株)より報告された固化ヤード・原料ヤード、ダスト精錬炉及び関連施設周辺等のシアン化合物の地下水・土壌汚染に関する調査結果及び流出防止対策は、おおむね妥当と考えられます。

しかしながら、今回の流出防止対策を講ずるには長い年月を要すること等を踏まえ、以下の点を付言しますので、J F Eスチール(株)において確実に実施されることを要望します。

記

1. 揚水による地下水浄化を行うとともに西工場北側護岸等から、シアン化合物を公共用水域に流出させないように措置を講ずること。
2. 固化ヤード、ダスト精錬炉及び関連施設周辺等の地下水・土壌の浄化対策を行うこと。
3. 揚水した汚染された地下水は、シアン水処理設備で処理すること。
4. 定期的に地下水の水質、水位を測定して、地下水の流動方向等を把握し、今回のシミュレーション結果を検証するとともに、揚水量等浄化対策の見直しを行うこと。
5. シアン化合物等を排水口、排水溝、護岸及び地下水経路で公共用水域に流出させないように、特に地下水については排水管経路で公共用水域へ流出させないように適切な場所を選定し、観測井によるモニタリングを実施すること。
6. 環境保全と安全を第一とする社員教育を実施し、緊急時対応等の適正な実施について徹底を図ること。
7. モニタリング結果等について定期的に市に報告するとともに、インターネットのホームページ掲載や説明会開催時には、市民に分かりやすい資料を用いるなど工夫し、市民への情報公開に努めること。